札幌医科大学医学部動物実験施設使用細則

平成19年４月１日

（趣旨）

第１条　この細則は、札幌医科大学医学部動物実験施設管理運営規程（平成19年規程第178号）第24条に基づき動物実験施設（以下「動物施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（動物施設への立入制限）

第２条　動物施設を使用して実験、研究及び教育（以下「実験等」という。）を行う実験、研究者及び教員等（以下「実験実施者」という。）は、あらかじめ動物実験計画書（別記第１号様式）を提出し、許可を受けなければならない。

２　初めて動物施設を使用する実験実施者は、あらかじめ、実験動物に関する一般知識並びに実験室及び飼育室（以下「実験室等」という。）の使用方法についての講習を受けなければならない。

３　実験等以外で動物施設に立ち入る場合は、動物実験施設部長（以下「部長」という。）の許可を受けるものとする。

（動物施設の使用方法）

第４条　実験室等を使用する実験実施者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　ＳＰＦ区域（本部棟５階の飼育及び実験区域をいう。）への入室に際しては、手指等の洗浄、アルコール等による消毒をし、専用の衣服、帽子、履物、マスク、手袋を着用すること。

(2)　実験室等では、飲食及び喫煙をしないこと。

(3)　実験等を終了した後は、実験機器類を所定の位置に戻し、整理整頓をしてから退出すること。

(4)　講座、学科目、教育研究機器センター及び附属病院の各部並びに附属がん研究所（以下「講座等」という。）から実験機器類を持ち込む場合は、部長に連絡すること。

(5)　講座等から持ち込んだ実験機器類の管理は、当該講座等の責任者が行うものとし、支障のないときは他の実験実施者からの利用申出にできる限り便宜を図るようにすること。

（実験実施上の配慮）

第４条　実験実施者は、次の各号に掲げる事項に留意して実験等を行うものとする。

(1)　実験等の目的を達成するため必要な範囲で実験動物の種類及び数を定め適切に利用するよう努めること。

(2)　実験等に当たっては、その目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにすること。

(3)　実験等により発生した実験動物の血液、組織及び死体等は、適切な処置を講じた後、密封して所定の容器に収納すること。

（実験動物の購入手続）

第５条　実験動物の購入に当たっては、動物実験施設に申し込まなければならない。

（実験動物の受入手続）

第６条　本学医学部以外の研究機関等から実験動物を受け入れようとする場合は、あらかじめ実験動物受入申請書（別記第4号様式）を部長に提出し、許可を受けなければならない。

２　前項により受け入れようとする実験動物のうちラットについては当該研究機関等のラットに係る流行性出血熱抗体価検査結果証明書を申請書に添付するものとする。

（実験動物の持ち出し）

第７条　実験動物の持ち出しは、指定された場所で行うとともに脱出を防ぐため、容器に収納して行うものとする。

（健康管理）

第８条　動物施設を初めて使用する実験実施者は、大学の保健室で採血を受けなければならない。

２　継続して動物施設を使用する実験実施者は、大学が12月ごとに１回実施する特別健康診断を受けなければならない。

３　疲労等身体の悪条件下では、実験等を避け、良好な健康状態で行うものとする。

（報告義務）

第９条　実験実施者は、次の事態が発生した場合は速やかに部長に報告するものとする。

(1)　実験動物の保有する病原微生物等に感染した疑いのある発病があった場合

(2)　実験動物から被害を受けた場合

(3)　飼育器材及び実験器具等で負傷をした場合

（火災発生時の措置）

第10条　火災を発見した者は、消火又は延焼の防止に努め、直ちに管理室へ連絡し、必要に応じて大学の交換手及び消防署に通報するものとする。

（その他）

第11条　実験実施者は、動物施設の善良な管理に協力するとともに部長の指示に従うものとする。

附　則

この細則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成20年１月17日から施行する。